

# 主な議案

(議決結果についてはページをご覧ください。)

○桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

## 概要

群馬県建築基準法施行条例の一部改正され、建築基準法第四十二条第一項第五号に該当する道路の位置の指定に対する審査手数料の規定が設けられたことに伴い、当市においても県と同額の手数料(一件につき五万円)を徴収しようとするもの。

○財産取得(小型ノンステップバス)について

## 概要

おりひめバス車両更新及びノンステップバス導入計画に基づき、小型ノンステップバス二台を購入するに当たり、地方自治法第九十六条第一項第八号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を得ようとするもの。

(おりひめバス)



○財産取得(高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材)について

## 概要

車両更新計画に基づき、救急用車両を計画的に更新し、救急体制の充実強化を図るため、高規格救急自動車一台及び高度救命処置用資機材一式を購入するに当たり、地方自治法第九十六条第一項第八号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、

議会の議決を得ようとするもの。

(高規格救急自動車)



○桐生市いじめ問題専門委員会及び桐生市いじめ問題再調査委員会条例案

## 概要

桐生市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、いじめに起因する重大事態が発生した場合に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため必要な調査等を行う組織を設置するため、条例を制定しようとするもの。



## 一般会計の補正予算

○平成27年度桐生市一般会計補正予算(第2号) **可決**

**概要** 歳入歳出予算について、歳入歳出それぞれ1,617万2,000円を増額補正して、予算総額を460億1,713万7,000円としたもの。

### 歳出予算の主な補正内容

- 総務費自治振興費  
コミュニティ支援補助事業……………610万円の追加  
(第10区自治会集会所エアコン設置ほか)
- 総務費歴史まちづくり費  
重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業……………109万3,000円の増額  
(伝統的建造物等案内表示購入費及び案内用パンフレット作成費)
- 土木費自然観察の森管理費  
森林教育事業……………148万5,000円の追加  
(自然観察の森森林教育講習会等開催経費)
- 消防費災害対策費  
自主防災事業……………200万円の追加  
(黒保根町自主防災会防災倉庫等購入)
- 教育費教育振興費  
総務一般経費……………100万円の増額  
(小学校教材教具購入費)

○平成27年度桐生市一般会計補正予算(第3号) **可決**

**概要** 歳入歳出予算について、歳入歳出それぞれ309万円を増額補正して、予算総額を460億2,022万7,000円としたもの。

### 歳出予算の補正内容

- 総務費総務管理費  
名誉市民称号贈呈事業……………309万円の増額  
(名誉市民章等記念品代ほか)

# 請願の 審査結果

この定例会では、請願 4 件が提出され、審査の結果、いずれも閉会中の継続審査となりました。

## ◎閉会中の継続審査となった請願

付託委員会	受理番号	件名
総務委員会	第1号	戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願
	第2号	「平和安全法制整備法」「国際平和支援法」案の廃止を求める意見書の送付を求める請願
	第3号	「平和安全法制整備法」「国際平和支援法」案の廃止を求める意見書の送付を求める請願
	第4号	憲法の平和原則に反する「安全保障法案」に反対の意見書送付を求める請願

## お知らせ

議員の暑中見舞状・寄附などは  
法律で禁止されています。

公職選挙法により、議員は次のことを禁止されています。市民の皆さんのご理解をお願いします。

- ◎暑中見舞状などの挨拶状を出すこと。
- ◎寄附をすること。
- ◎本人が出席しない慶弔に祝儀や香典を出すこと。

◆次回定例会の開催予定は…

# 8月26日(水)です。

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部(要旨)を掲載しています。詳しくは、図書館で会議録をご覧ください。

なお、会議録は桐生市ホームページからでもご覧いただけます。



## 新議長による初の 議長定例記者会見

7月1日の本会議終了後に、森山議長による初めての議長定例記者会見を開催しました。会見では、議案の審査結果や議会改革推進協議会の設置等について発表しました。



(記者会見する森山議長)

## 故塚越平氏 9人目の名誉市民に



故 塚越平氏に桐生市名誉市民の称号を贈ることが決まりました。

氏は桐生瓦斯株式会社に入社以来、市民生活に必要な不可欠なエネルギーの安定供給と保安の確保、環境問題等への対応を通じて、豊かな市民生活の実現や産業経済の活性化に大きく寄与され、桐生市の発展に多大な貢献をされました。同氏の功績を数えあげれば枚挙にいとまがありませんが、その多大な功績をたたえるため、桐生市名誉市民条例に基づく名誉市民の称号を御逝去の日（平成27年4月15日）に追贈し、市民敬愛の対象として永く後世に継承していこうとするものです。

なお、既に、前原一治氏、森喜作氏、佐々木元吉氏、荒木欽一郎氏、長谷川四郎氏、川村佐助氏、小山利雄氏、笹川堯氏の8人が名誉市民の称号を受けています。

議決事項

- 桐生市名誉市民の推挙につき同意を求めることについて